

畜産試験場庁舎機械警備業務処理要領（案）

本書は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構畜産試験場庁舎の機械警備業務に関する業務処理要領である。

1 総則

この要領は、作業の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、軽微な内容で地方独立行政法人北海道立総合研究機構理事長（以下「甲」という。）が庁舎管理上必要と認めた業務は、状況に応じ委託料の範囲で実施するものとする。

2 警備箇所

畜産試験場庁舎（所在地 上川郡新得町字新得西 5 線 39 番地 1）

（庁舎床面積 6,534.28 m²）

3 警備方法

事故の発生を警戒し、異常の早期発見と被害の拡大防止措置を施すことを目的とし、受託者（以下「乙」という。）が前項の施設に設置した機械装置により感知される異常の有無を、基地局及び警備員が待機する待機所において受信する機械警備とする。

4 警備業務の内容

- （1）火災、盗難等の事故発見・防止及び初期措置に関する業務
- （2）機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- （3）警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- （4）その他警備業務にあたり必要と認められる業務

5 警備業務の実施

- （1）上記 4 の警備内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については、誠意を持って行うものとする。
- （2）警備業務実施計画書を作成し、これを事前に甲に提出し、その承認を受けるものとする。
- （3）緊急時の対応についての連絡体制図を甲に提出するものとする。

6 警備用機器

- （1）本件警備に必要な防犯機器及びこれに付随する一切の設備（以下「機器等」という。）の設置は、別添図面及び別紙「設置機器一覧表」のとおりとし、通信方法として電話回線の設置又はインターネット回線を利用する。なお、通信費については、乙の負担とする。
- （2）機器等によって感知した異常は、受託者設置の電話回線を利用し送信すること。
- （3）庁舎に備えている火災報知器及び防犯機器を機械監視すること。
- （4）前号の機器等によって異常を感知し、送信した信号を受信する装置等を基地局に設置すること。

7 乙の基地局及び待機所

(1) 基地局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

基地局 名 称

所在地

(2) 待機所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

待機所 名 称

所在地

8 緊急時の対応

乙は、警備業法第 43 条の規定に基づく機械警備業者の即応体制の整備の基準等を遵守すること。

警備業務中に異常警報を受信したときは、警備員を臨場させ異常事態の内容を把握するとともに、必要に応じて関係官庁及び甲に通報すること。

9 機械装置の設置及び撤去

(1) 機械装置を設置する場合は、事前に甲の承認を受けるとともに、設置完了後は遅滞なく、機械装置設置状況図（配線に関する事項を含む）を作成して甲に提出しなければならない。

(2) 契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により機械装置全てを撤去する場合は、事前に甲と協議のうえ実施するものとする。

(3) 設置及び撤去の費用については、乙の負担とする。また設置に伴う既存機器の調整についても、乙の負担とする。

10 鍵の授受及び保管

警備業務上必要とする施設の鍵は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 厳重に取扱い、保管すること。

(2) 鍵は、警備業務以外には使用しないこと。

11 機器等の保守点検

(1) 乙は、警備対象に設置された機器等について、適宜保守点検を行い、正常作動を確認し、甲に報告しなければならない。

万が一、機械機器の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全措置を講じなければならない。

(2) 機械装置の交換や修繕に係る費用については、乙の負担とする。

12 その他

この処理要領に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。